

訪問看護医療 DX 情報活用加算の算定に係る掲示

ゆうあい訪問看護ステーションは、居宅同意取得型オンライン資格確認システム等により取得した利用者の診療情報などを活用し、訪問看護サービスの提供や指導を実施しています。マイナ保険証の利用促進等、医療 DX を通じて質の高い医療、看護を提供できるよう取り組んでいます。加算の名称と施設基準は以下の通りです。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

◆ 施設基準

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報等を取得、及び活用できる体制を有していること。
4. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
5. 上記の掲示事項について原則としてウェブサイトに掲載していること。

◆ 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、利用者への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。